長時間勤務について 〜法的側面から〜

長時間労働について

労働時間の上限(労働基準法第32条第1項)

法定労働時間:1日8時間、かつ週40時間以内(休憩時間は除く)

※週5.5日以上の勤務の場合、1日8時間以内でも週40時間を超 えてしまうため、超えた分は時間外、または休日労働時間とし て計算する必要があります。

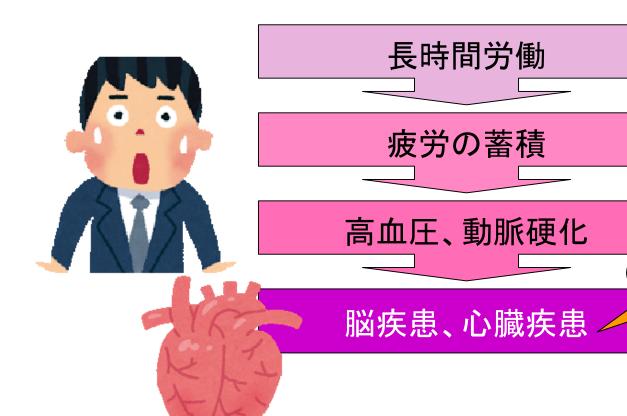
1ヶ月の時間外・休日労働時間の算出方法

1ヶ月の総労働時間数一(計算期間1ヶ月間の総暦日数)×40時間



長時間労働が健康へ及ぼす影響

長時間にわたる労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられ、脳疾患や心臓疾患の発症との関連性が強いと言われています。



過労死

長時間労働者への面接指導制度

脳・心臓疾患の発症予防のため、事業者には、長時間労働者に対し、

医師による面接指導を実施することが義務付けられています。

(労働安全衛生法第66条の8、第66条の9)

医師による面接指導とは

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害やメンタル不調のリスクが 高くなっている労働者に対して行います。健康状況の把握、本人への指導 を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることも必要です。

事後措置とは

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、 衛生委員会等への報告等の措置。

罰則について

長時間労働者の医師面談を実施しない場合、責任者が司法処分されます。 月100時間超の過重労働者の医師面談を実施せずに(労働安全衛生法第 66条8、9違反)、精神障害、自殺などが発生した場合、悪質な場合は、国が 人事等の責任者を司法処分する(刑事事件)旨の通達が出ています。 (平成18年3月17日付基発第0317008号)

10年以下の懲役、または300万円以下の罰金

労働者の意思に反する強制労働(労働基準法第5条)



面接指導制度の概要

衛生委員会等で調査・審議

努力義務 時間外・休日労働時間の算定(一定の期日を決める) 時間外·休日労働時間 時間外,休日労働時間 事業場の 一月あたり100時間超 一月あたり80時間超 基準 長時間勤務後、 労働者からの申し出(期日後1ヶ月以内) 労働者からの申し出 なるべく早期に 実施すること が重要! 問診票の 医師による面接指導 面接指導または面接指導に講ずる措置 配布など (申し出後1ヶ月以内) 医師からの意見聴取(面接指導後1ヶ月以内) 面接指導の結果の記録の作成(5年保存) 事後措置の実施 労働安全衛生法 労働安全衛生規則

必ず衛生委員会で改善案の作成・周知を!!

小規模事業場においては

面接指導制度は、平成20年4月1日から 常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用されています。

これらの事業場については、地域産業保健センターを利用して面接 指導を実施することもできます。

小規模事業場の事業者・労働者を対象に、保健指導・健康相談などの産業保健サービスを提供するため開設された施設です。

地域産業保健センターについてはこちら

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110502-1.pdf